

佐久市規則第 3 0 号

「佐久市財務規則の一部を改正する規則」

をここに公布する。

令和 8 年 8 月 2 1 日

佐 久 市 長 柳 田 清 二

佐久市財務規則の一部を改正する規則

佐久市財務規則（平成１７年佐久市規則第３９号）の一部を次のように改正する。

目次中

「

第１章 総則（第１条―第８条）

第２章 予算

」

を

「

第１章 総則（第１条―第８条の２）

第２章 予算

」

に改める。

第１条中「第１７３条の６」を「第１７３条の７」に改める。

第１章中第８条の次に次の１条を加える。

（電磁的記録）

第８条の２ この規則に定める書面の作成、通知、提出等のうち、この規則の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

第８０条第１項中「振り出し、」の次に「又は資金決済書（様式第８５号の２）を送付し、」を加える。

第８３条第２項中「その表面余白に「口座振替払」の印を押し、」を「又は資金決済書（様式第８５号の２）を送付し、」に改め、同項ただし書中「は、当該納付書等の余白に「口座振替払」と表示して」を「又は電磁的記録の送付により行うときは、」に改める。

第８４条第１項中「振り出し、」の次に「又は資金決済書（様式第８５号の２）を送付し、」を加える。

第２０５条及び第２０９条中「第１６９条の４第２項」を「第１６９条の

7 第 2 項」に改める。

別表第 1 の 2 の（4）に次のように加える。

キ 資金決済書 （様式第 8 5 号の 2）

様式第 8 5 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第 8 5 号の 2 （第 8 0 条、第 8 3 条、第 8 4 条関係）

佐久市指定金融機関

様

年度 資 金 決 済 書

（単位 円）

項 目	金 額	備 考
口 座 振 替 払		
現 金 払		
合 計		

支払日 年 月 日

指 定 口 座	
口 座 名 義	届出印

佐久市会計管理者

附 則

この規則は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。ただし、第 2 0 5 条及び第 2 0 9 条の改正規定は公布の日から、第 1 条の改正規定は同年 9 月 2 4 日から施行する。